

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20241125	平和タクシー株式会社 (法人番号 2240001026530) 代表 者森田員正	広島県呉市中央五丁目10 番4号	本社営業所	広島県呉市中央五丁目10 番4号	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」) 第20条及び法第27条3 項	令和5年11月28日、令和6年1月18日及び同年 2月6日、情報提供を端緒として監査を実施。10 件の違反が認められた。(1)営業区域外運送 (道路運送法第20条)、(2)点呼の実施義務違 反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸 規則」)第24条第1項及び第2項)、(3)点呼の記 録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4) 業務の記録事項義務違反(運輸規則第25条第 3項)、(5)乗務員等台帳の記載事項等義務違 反(運輸規則第37条第1項)、(6)運転者に対す る指導監督義務違反(運輸規則第38条第1 項)、(7)運転者に対する指導監督の記録義務 違反(運輸規則第38条第1項)、(8)運転者に対 する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則 第38条第1項)、(9)特定の運転者に対する特別 な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10) 特定の運転者に対する適性診断受診義務違 反(運輸規則第38条第2項)	3	3